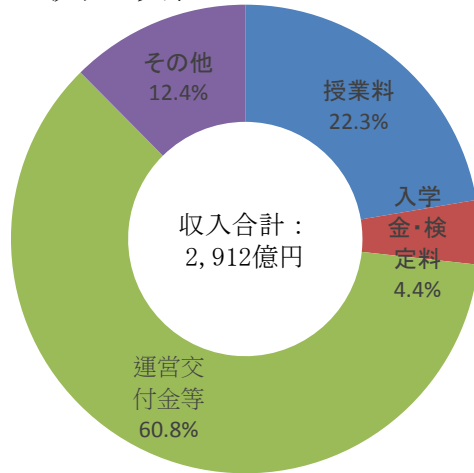


公立大学の収支項目

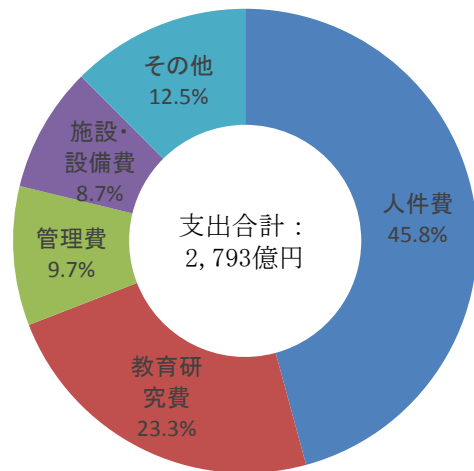
公立大学の収支は、次のような構成となっている。

○収入項目



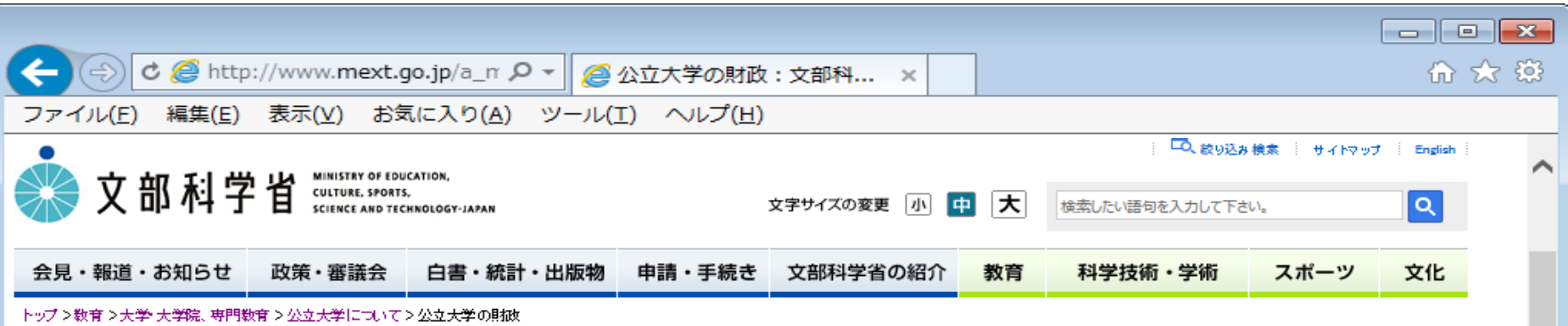
項目	全体額	構成比	主な内容
授業料	650億円	22.3%	学生からの授業料
入学金・検定料	129億円	4.4%	入学金や入学試験料
運営交付金等	1,772億円	60.8%	設立地方自治体から公立大学法人への運営交付金 国や地方自治体からの補助金
その他	361億円	12.4%	寄付金や受託研究等に係る収入 等
計	2,912億円	100.0%	

○支出項目



項目	全体額	構成比	主な内容
人件費	1,278億円	45.8%	教員や事務職員の人件費
教育研究費	652億円	23.3%	教育及び研究のための経費
管理費	271億円	9.7%	大学の管理運営のための経費
施設・設備費	243億円	8.7%	施設の増改築や設備整備に要する経費
その他	349億円	12.5%	学生募集や学生・教職員の福利厚生 等
計	2,793億円	100.0%	

【参考】公立大学の財政に関する文部科学省情報 (ホームページ抜粋)



公立大学の財政

【公立大学の財政】

公立大学の財源は、寄附金や委託金等の小規模なものを除くと、**授業料などの学生からの納付金と、その設置者である地方公共団体からの拠出に大別されます。**後者については、**公立大学法人化した大学に対して、地方公共団体からの運営費交付金という形で拠出されます**が、それ以外の自治体立の場合は、設立団体である自治体の会計の中に組み込まれています。

地方公共団体は、その主な財源を地方税と地方交付税に拠っています。**公立大学を有する地方公共団体に対しては、大学を設置し管理するための経費が普通交付税額の算定において基準財政需要額に算入される形で措置されています。**地方交付税はそもそも地方固有の財源であり、その用途は地方公共団体の自主的な判断に任せられていますが、地方公共団体の多くは、地方交付税で措置された大学費相当額以上の費用を自らが設置した大学に支出しており、公立大学は地域の高等教育機会の確保や知的拠点としての役割を担っています。

<< 略 >>

【公立大学に対する地方交付税措置の概要】

公立大学の運営に要する経費については、普通交付税の基準財政需要額に算入されています。具体的には、**一定の基準に基づき算出された学生一人当たり**に要する経費(単位費用)に公立大学の在学学生数を乗じて算定されます。加えて、経済的困難を伴う学生のための授業料減免等にかかる経費などが考慮されています。

地方交付税算定に係る単位費用の推移

種別	項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
医科系	種別補正後費用(千円)	4,586	4,499	4,306	4,156	4,110	3,995	4,092	4,010	3,993	3,940	3,890	3,848
	対H16比(%)	100	98	94	91	90	87	89	87	87	86	85	86
歯科系	種別補正後費用(千円)	2,775	2,718	2,613	2,508	2,458	2,306	2,391	2,343	2,333	2,303	2,268	2,241
	対H16比(%)	100	98	94	90	89	83	86	84	84	83	82	82
理科系	種別補正後費用(千円)	2,004	1,961	1,811	1,762	1,709	1,689	1,844	1,832	1,832	1,794	1,758	1,723
	対H16比(%)	100	98	90	88	85	84	92	91	91	90	88	88
保健系 <small>(※H20に理科系から分離)</small>	種別補正後費用(千円)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,018	2,000	1,977
	対H16比(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-